



# 第三者による証明書不正取得(犯罪)の早期発見のために 本人通知制度に登録しましょう

## 本人通知制度とは?

本人通知制度は、戸籍情報を含む証明書(本籍地が記載されている住民票の写しや戸籍謄本など)が代理人や第三者の請求により交付された場合に、事前に登録したご本人にお知らせする制度です。

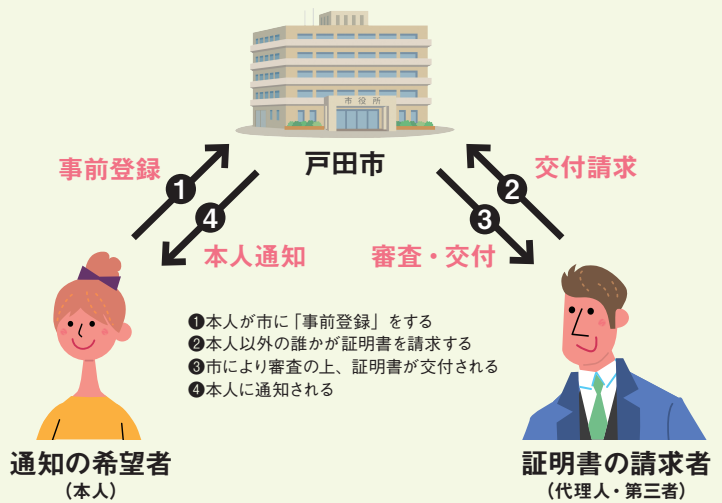
### 証明書不正取得の早期発見のために、事前に登録をしましょう!

近年、身元調査などに利用するため、第三者が委任状を偽造し、証明書などを不正に取得する事件が発生しています。証明書の不正取得は犯罪です。本人通知制度に事前登録をすることで、証明書の不正取得を早期に発見することができます。登録の対象は「市に住民登録をしている方」や「本籍が市にある方」です。次の申込書を、市民課、美笹支所、戸田公園駅前出張所へ直接提出するほか、郵送でも申し込みができます。

〒335-8588 戸田市上戸田1-18-1  
戸田市役所市民課 管理担当 宛

問い合わせ 市民課(内線204)

## 本人通知制度の流れ



※ 郵送申請の場合は、個人番号カード、運転免許証、パスポートなどの本人確認書類のコピーを同封してください  
※ 個人番号カードのコピーを同封する場合は、顔写真のある面を同封してください  
※ 同一の住民票などに記載されている方であっても、登録者本人以外は通知の対象になりません

以下をコピーまたは切り取ってご使用ください

## 戸田市本人通知登録申込書

令和 年 月 日

あて先 **戸田市長** 申込者 \_\_\_\_\_

※既に申し込まれた方は提出の必要はありません [申込者: 1. 本人 2. 法定代理人(未成年者・成年被後見人) 3. 代理人]

住所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

戸田市住民票の写しなどの「第三者交付に係る本人通知に関する要綱」第4条の規定に基づき、次のとおり登録を申し込みます。

登録を希望する者の氏名	<input type="checkbox"/> 申込者に同じ		
生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	性別	男・女
住所	<input type="checkbox"/> 申込者に同じ		
本籍	筆頭者		
電話番号	<input type="checkbox"/> 申込者に同じ [ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 ]		

申し込み時に必要なもの

- (1) 本人であることを証明する書類(個人番号カード、運転免許証、パスポートなど)を提出または提示
- (2) あなたが法定代理人(未成年者・成年被後見人)であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本など)
- (3) あなたがこの申し込みに係る代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類(委任状)